

平成 24 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）募集説明会  
「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」  
「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」  
「研究開発成果実装支援プログラム」  
主な質疑応答

- ※ 本資料は2012年4月27日に行った説明のうち、主に「提案書作成における留意点」および「事務事項説明」に関する質疑応答をまとめたものです。その他の講演内容に関連する質疑応答は映像をご覧ください。
- ※ 別日に開催した募集説明会の質疑応答から、標記プログラムにも関連する内容を抜粋し追加しています。

### 1. 提案書様式について

- Q：（提案書様式1）分野横断の研究開発を推進しているとのことであるが、「分野」は、できる限り多様な分野を選択するほうが望ましいのか。
- A：当該項目は、本事業に限らず競争的資金に共通して、分類のために設けられているものである（評価に反映される項目ではない）。工夫や特段の意図を加える必要はなく、内容に即して選んでいただきたい。

### 2. 委託研究契約、研究開発費の執行について

- Q：研究開発費について、初年度には、初年度のみ研究開発費が決定するのか。それとも、全研究開発期間分の費用が決定するのか。
- A：申請時には、全研究開発期間を通した「費目別の研究開発費の見込み」をお書きいただき、大まかな予算を決定していただくことにはなるが、毎年研究進捗状況により変わってくることが予想されるため、毎年度、当該年度の予算を確定させていただく。
- Q：研究開発費の執行について、科研費では半年経過後、経費の内訳の変更が可能であるが、本研究開発費においてはどうか。
- A：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）では、申請時に「費目別の研究開発費の見込み」をお書きいただくが、実施途中で必要なものが変更となることは想定している。必ずしも最初にお書きいただいた内訳通りに遂行しなければならないというわけではない。

### 3. 重複応募、提案者等の要件について

- Q：重複応募は不可ということであったが、これは研究代表者が同一テーマである場合なのか、テーマが異なれば大丈夫なのか、あるいは研究代表者以外の研究者であっても制約があるのか。
- A：「研究開発成果実装支援プログラム」を除く領域・プログラム（以下、領域等）については、研究代表者（提案者）1名につき応募は1件のみであり、これは異なる研究テーマであっても同様に1件のみである。
- ただし、研究代表者以外のグループリーダーの方などが、同一または他の領域等に

研究代表者として応募するという事は可能である。なお、この場合、エフォートや実行可能性について、精査して提案して頂く必要がある。また、選考過程においても、(特に複数面接選考に残った場合には) 精査することとなる (※)

※ 事後補足：ただし書きのケースにおいては、別テーマで提案中であることがわかるように、それぞれの提案書の「他制度での助成金の有無」の表に、もう一方の提案の内容(「制度名」の列には本事業の名称と領域等の名称)を記載して下さい。また、両方の提案が採択された場合には、調整をお願いする場面があることをご了解下さい。

Q： 現在、他の領域等で研究代表者となっている者が提案することは可能か。

A： 提案自体は可能。ただし、エフォートや実行可能性については、提案時に精査して頂く必要がある。また、選考過程においても、(特に面接選考に残った場合には) 精査することとなる。

Q： 地方公共団体が研究開発グループとして参加することは可能か。

A： 可能。なお、研究開発費を執行する場合には、他の機関同様、JST と契約を締結し、適切に管理いただけるように体制を整備して頂く必要がある。

Q： 提案者等の所属機関には法人格が必要か。

A： 契約や研究開発費管理の観点から、基本的には、民間機関に関しては法人格があること求められる。ただし、(医療法人ではない) 個人病院については、事前の JST による確認を経て契約を締結した前例があり、所属機関とすることはあり得る。

#### 4. 研究開発領域のマネジメントについて

Q： 採択された場合、プロジェクトを推進する中で中間報告等が必要になると思うが、毎年何らかのレポートや実績報告を提出しなければならないのか。

A： 毎年度、実施報告書を提出していただく必要がある。その他にも、適宜進捗状況の把握のためにサイトビジット等にご協力いただいている。

また、研究開発の成果のみではなく、そのプロセスが非常に重要であると考えている。そのためプロセスとして、上手くいったことも、いかなかったこと等も把握・記録していくことが重要と考え、かなり頻繁にレポートを提出頂いたり、面談や会議での報告の場を設けたりするなどして、各領域等で進捗状況の把握に努めている。

#### 5. その他

Q： 知的財産権の機関帰属について、研究開発に参画する予定の機関で知的財産権についての取り決めがない所がある。そのような場合についてはどう対応すればよいか。

A： JST では、基本的には委託研究契約の規定に基づき、知的財産権は実施機関に帰属するものとしている。取り決めがない場合においても、原則 JST には帰属しないと考える。したがってそのような場合には、参画機関間で知財等の取り決めをしていただくなど、あらかじめご検討いただきたい。